

草津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和7年7月22日

草津市監査委員 岡 野 則 男

草津市監査委員 井 上 薫

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
こども若者部	草津第二保育所 矢橋ふたばこども園 笠縫東こども園 玉川こども園 常盤こども園
教育委員会	志津南小学校 矢倉小学校 南笠東小学校 常盤小学校 高穂中学校 老上中学校

(2) 監査の時期 令和7年5月22日

(3) 監査の主眼

教育財産および園舎（施設や設備等）が適切に維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックおよび保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則った適正な事務が執行されているかを中心に草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

(4) 監査の結果

教育財産および園舎（施設や設備等）の維持管理ならびに学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

なお、軽微な事項については、口頭により改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

- 所属名：草津第二保育所、矢橋ふたばこども園、笠縫東こども園、玉川こども園、常盤こども園

指摘事項
① 各施設については、特に指摘するところはない。 一方で、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックを策定している幼児課に対して、令和6年4月1日に同ハンドブックを改定されたが、同ハンドブック内に掲載している「保育施設徴収金取扱要領」と「保育施設徴収金の取扱に関するガイドライン」とが整合していない。 具体的には、保育施設徴収金の収納方法に関して、改定前は、取扱要領およびガイドラインで「口座振替または現金により収入する」としていたものが、改定後は、取扱要領は改正せず、ガイドラインのみ「現金により収入する」と限定され、各施設は取扱要領よりも詳細に規定されているガイドラインに従って事務を進めている。このことは職員が現金を扱うリスクを高めるもので、取組みが後退したと言わざるを得ない。 リスクを低減し、納入者の利便性も高めるよう、収納方法は口座振替を可とし、さらには、キャッシュレス化が進んだ現在において、種々のキャッシュレス決済も検討され、早期に対応されたい。

- 所属名：南笠東小学校、常盤小学校、老上中学校

意見・指摘事項
特になし

- 所属名：志津南小学校

指摘事項
① 収入および支出事務について、上司の決裁を事前に得たうえで執行されたい。

- 所属名：矢倉小学校

指摘事項
① サッカーゴール、ミニサッカーゴールの転倒防止対策を施されたい。 なお、サッカーゴール、ミニサッカーゴールの管理者に疑義があるところであるが、学校敷地内に存するものは適正に管理しなければならず、管理者を明確にし、自ら施行もしくは真の管理者を指導されたい。

- 所属名：高穂中学校

指摘事項
① ハンドボールゴールの転倒防止対策を施されたい。